

2 || || || ||

1. COP27からCOP28へ

	COP27(2022年)	COP28(2023年)	COP29(2024年)	
損失と被害	損失と被害に対応するための新たな資金取極めを設定 損失と被害に対応するための基金を設立	基金を含む資金提供取極 めを具体化		
適応	世界適応目標についての 枠組みの作成を開始	枠組みを採択		
資金	引き続き検討		2020〜2025年の年1000 億ドルの既存共同資金調 達目標を下限とする気候 資金に関する新共同数値	
			貝並に関する利共向数値 目標を設定	
グローバルストックテイ	第1回技術的評価	アウトプットの検討		



1. パリ協定6条関係のCOP28での主な検討事項

6条2項協力的アプローチ(二国間取引)

検討の場 期限

authorizationのプロセス(ITMOsの使用についてのauthorizationの変更の範囲など)

NDCの達成およびその他の国際緩和目的への使用について参加締約国がauthorizeした緩和結

SBSTA CMA5 果に関する最初の移転の適用

国際登録簿について、6条4項排出削減量の国際登録簿への移転の許可や、締約国の協力的アプ

ローチへのサービスの提供のための追加的機能・手続きの必要性

ITMOsをトラッキングするための、国際登録簿を用いる締約国による情報の提出

6条4項メカニズム(国連集権型)

検討の場 期限

メカニズム登録簿の国際登録簿およびその他の登録簿への接続

SBSTA CMA5 ホスト締約国が、6条4項排出削減量をNDCの達成やその他の国際緩和目的へ使用することを authorizeするかを特定する、監督機関への声明の規定

監督機関 CMA5 吸収・除去を含む活動

監督機関 CMA5 方法論の要件の適用

2. COP28までの動き COP28の論点とグローバルストックテイク



- COP28に向けては、次のような点が議論となった
 - ▶ 化石燃料の段階的削減(または廃止)か、化石燃料『排出』の段階的削減か(ゼロカーボン代替策の段階的導入、削減・除去技術による対応)
 - ▶「再工ネを3倍にする」目標が「削減対策なしの化石燃料の段階的削減」の替わりになるか
- COP28では、グローバルストックテイクや、損失と被害基金などの資金取極めの具体化が 大きな論点となる
- グローバルストックとは、パリ協定の目的・目標の達成に向けての全体としての進捗を評価するもので、5年ごとに行われ、この結果を受けて、各国がNDCなどの更新・拡大を行うことになる
- 現在行われているのは第1回のグローバルストックテイクで、2021年に始まり、情報収集・準備、技術的評価と経て、COP28でアウトプットの検討を行い終了する

2. アウトプットの検討のための要素に関する意見の統

I A D A D

合報告書

- 10月4日、国連気候変動枠組条約事務局は「アウトプットの検討のための要素に関する意見の統合報告書」を公表した
- 要素案として、
 - ▶ 締約国に対して、再生可能・クリーンエネルギーの設備能力導入を2030年までに3倍に することを呼びかける
 - ▶ エネルギー効率改善率をセクター横断的に2030年までに2倍にすることを支持する
 - ▶ 締約国に対して、低炭素水素製造をセクター横断的に2030年までに2倍にすることを呼びかける。天然ガスの効率的な移行燃料としての役割を認識する
 - ▶ 化石燃料の段階的廃止を呼びかける
 - ▶ 各国のネットゼロや化石燃料の段階的削減を追求する差異ある経路を支持し、先進国による化石燃料の更なる開発をなくすことを2030年より前にターゲットとする

などが挙げられている



2. 損失と被害、気候資金

• 損失と被害

- ▶ 移行委員会は11月4日、世界銀行が暫定受託者となり、4年間基金のホストとなることを勧告
- ▶ 途上国:世界銀行を受託者とすることに反対
- ▶ 米国:基金への拠出金は自主的なものであるべき(先進国の責任を弱めたい。ドナーの 範囲を広げたい)

● 気候資金

▶ 11月16日、OECDは、「暫定的でまだ検証されていないデータに基づくと、目標(1000 億ドル)はすでに2022年時点で達成されたようにみえる」と公表

2. パリ協定6条関係の動き

- 5月17日 6条4項監督機関が情報ノート「6条4項メカニズムの下での除去活動」(第4版) を発表
- 12月2日 証券監督者国際機構(IOSCO)が自主的炭素市場に関する21の安全措置を提案
- 12月4日 米国商品先物取引委員会(CFTC)が自主的炭素クレジットを上場しようとする 企業のためのガイダンスを提案
- ウォールストリートやシティの銀行がCO2取引・ファイナンスデスクを構築



3. 議長国・閣僚級協議とUAEコンセンサス

閣僚級協議	未解決の技術的作業に関する協議	UAEコンセンサス
1. グローバルストックテイクの下で の横断的課題		2. 第1回グローバルストックテイクの 結果
2. 緩和に関する問題	1. Sharm el-Sheikh緩和野心・実施 作業計画	4. Sharm el-Sheikh緩和野心・実施 作業計画
3. 適応に関する問題	2. 適応に関する世界目標	5. 世界適応目標に関するGlasgow- Sharm el-Sheikh作業計画
4. 実施手段に関する問題		
	3. 公正な移行作業計画	3. UAE公正な移行作業計画
	4. パリ協定第6条に関する事項	
	5. 対応措置	
	6. パリ協定第13条に従う報告・レ ビュー : 途上国締約国の報告・能力構 築に対する資金・技術支援の提供	
		1. 議長国若手気候チャンピオン
		6. 損失・被害に対応するための、基 金を含む、新資金提供取極めの具体化

4. COP28の結果: UAEコンセンサス 第1回グローバルストックテイクの結果 (1/2)



- パリ協定の目的・目標の達成に向けての全体としての進捗および締約国に対する、行動と支援の更新・拡大に際しての情報提供:緩和
 - ▶ オーバーシュートしないまたは限られたオーバーシュートを伴って地球温暖化を1.5℃に抑制するには、2019 年水準比2035年までに60%の温室効果ガス排出の大幅で急速かつ持続的な削減が必要であると認識(パラ27)
 - ▶ … 締約国に対して、各国が定める方法で、パリ協定や、締約国ごとに異なる国の情況、経路およびアプローチを考慮に入れつつ、次の世界的な取組に貢献することを呼びかける(call on)(パラ28)
 - (a) 再工ネ設備能力を世界的に3倍にし、エネルギー効率改善の世界平均年率を2030年までに2倍にすること
 - (d) **公正で、秩序ある、衡平な方法で、この重要な2020年代に行動を加速しつつ、科学に応じながら2050年までにネットゼロを達成するために**、エネルギーシステムにおいて化石燃料から移行すること
 - (e) 特に、再工ネ、原子力、特に削減困難セクターにおける、CCUSなどの削減・除去技術、および、低炭素水素製造を含む、ゼロおよび低排出技術を加速すること
 - ▶ 移行燃料が、エネルギー安全保障を確保しつつ、エネルギー移行を促進する役割を果たすことができることを 認識(パラ29)
 - ▶ 締約国に対して、異なる国の情況の観点から、野心的で、経済大の排出削減目標で、すべての温室効果ガス、 セクターおよびカテゴリーを対象とし、最新の科学で情報提供されたとおり、地球温暖化を1.5℃に抑制することに整合したNDCで、進み出ることを慫慂(パラ39)



4. 第1回グローバルストックテイクの結果 (2/2)

● 国際協力

▶ 締約国は、一方的なものを含む気候変動に対する措置が、恣意的または不当な差別の手段または国際貿易に関する偽装された制限を構成すべきでないことに留意しつつ、協力的で開放的な国際経済システムを促進し、すべての国がよりよく気候変動の問題に対策することを可能にすることに関して協力すべきと認識(パラ154)(条約のほぼ再掲)

ガイダンスと今後の方向

- ▶ (資金に関して)グローバルストックテイクの結果の実施に関するxx対話を設置することを決定(パラ97)
- ▶ 両補助機関の議長に対して、グローバルストックテイクの結果が締約国の次のNDCの作成にどのように情報を与えているかに関する知識やグッドプラクティスの共有を促進する年次グローバルストックテイク対話を開催することを要請(パラ187)
- ▶ CMA5・6・7の議長国のガイダンスの下で、次のラウンドのNDCの野心を刺激するために、国際協力や国際的な環境整備を拡大する一連の活動(「ミッション1.5へのロードマップ」)を開始することを決定(パラ191)

4. 損失・被害に対応するための、基金を含む、新資金 提供取極めの具体化

JAPAN

- 基金の管理文書を承認 (パラ2)
- 自主的ベースで、損失と被害に対する活動について、先進国締約国に対して引き続き支援を提供することを強く促し(urge)、その他の締約国に対して支援を提供すること、または、引き続き提供することを慫慂(encourage)(パラ12)
- 基金の理事会は、**暫定受託者**かつ基金の事務局のホストとしての**世界銀行**とホスト取極め を結ぶ法的能力等を与えられることを決定(パラ15)
- 世界銀行に対して、4年の暫定期間、基金を運営することを招請(パラ17)
- 附属書 I 管理文書
 - > 適格性
 - 特に気候変動の悪影響に脆弱な途上国は、基金からの財源を受け取るのに適格である(パラ42)

4. UAEコンセンサス: その他 (1/2)

- 議長国若手気候チャンピオン
 - ▶ 若手気候チャンピオンを任命することを決定(パラ6)
- UAE公正な移行作業計画
 - ▶ パリ協定2条1項の目標を、2条2項(衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則)の文脈で、達成する経路を議論する公正な移行に関する作業計画の要素等を決定(パラ2)
- Sharm el-Sheikh緩和野心・実施作業計画
 - ▶ 事務局に対して、将来の世界対話および投資に焦点を当てたイベントを開催するよう要請(パラ10)



4. UAEコンセンサス: その他 (2/2)

- 世界適応目標に関するGlasgow-Sharm el-Sheikh作業計画
 - ▶ 世界適応目標の達成とその達成の全体的な進捗のレビューを主導する「世界気候レジリエンスについてのUAE枠組み」を採択(パラ6)
 - ▶ 世界気候レジリエンスについてのUAE枠組みに含まれる目標を決定(パラ10(パラ9))
 - ▶ 目標に向けた達成の進捗を測定するための指標に関する2年間の「UAE-Belém作業計画」 を開始することを決定(パラ39)
- UAEコンセンサス以外
 - ▶ 気候資金に関する新共同数値目標
 - アドホック作業計画の下で、少なくとも3回の会合を実施することを決定(パラ10)



4. パリ協定第6条に関する事項

● EU、メキシコおよびAILACが、合意案を拒否(6条2項に関しても追加的な監督を求めた)

● 合意案

- ▶ 6条4項メカニズム
 - 「方法論の作成・評価についての要件」および「除去を含む活動についての要件」 を歓迎
- ▶ 6条2項協力的アプローチ
 - Authorization、最初の移転の適用、初期報告書のレビュー報告書や合意された電子 フォーマットでの年次情報の順序・タイミング、国際登録簿の追加機能・手続き、 不一致を特定・通知・訂正するプロセスなどについて決定

影響

- ▶ 6条4項メカニズムは少なくとも1年先送り
- ▶ 6条2項協力的アプローチは、クレジット取引が遅延するかについて見方が分かれる



5. COPまわり: メタンと天然ガス

- 11月7日 中国:メタン排出抑制行動計画を発表
- 11月15日 EU:欧州議会とEU理事会がエネルギー部門からのメタン排出対策に関する規則に合意(2030年に、最大メタン原単位が適用され始め、EU輸入者は、原単位の高いガス・石油・石炭を購入することが禁止される)
- 11月15日 米国・日本など13か国・地域、1オブザーバー:天然ガスサプライチェーン全体についてのメタンその他の温室効果ガス排出を測定・モニタリング・報告・検証することを目的とするMMRVワーキンググループを発表
- 12月2日 米国:新規・既存石油・ガス施設からのメタン排出を抑制する最終規則を発表
- 12月2日 UAE・サウジアラビアによるイニシアティブ:50の石油・ガス会社が、石油・ガス脱炭素 化憲章を発表(遅くとも2050年までのネットゼロ操業、ルーティンフレアリングの2030年までの終了、ニアゼロ上流メタン排出を約束)
- 12月4日 カナダ:石油・ガスインフラからのメタン排出を抑制する規則案を発表
- 12月7日 カナダ:石油・ガス企業に対してにキャップ&トレードを導入する計画を公表
- 温室効果ガス排出を測定・モニタリングする衛星技術



5. COPまわり: 金融

- 11月29日 バーゼル委員会が、銀行による気候関係開示を2026年1月から開始することを 提案(バーゼル枠組み案には、スコープ1・2・3(financed emissions)が含まれる)
- 12月1日 金融向け炭素会計パートナーシップ(PCAF)がfacilitated emissionsに関する方法論を発表(銀行は資本市場に関係する排出量の33%を報告する必要)
- Standard Chartered、HSBC、Societe GeneraleとABN AmroがSBTiの妥当性確認から抜ける

6. COP28総括とCOP29への展望

● COP28総括

- ▶ グローバルストックテイクの後ろに、緩和、適応、資金といった他の議題が隠れてしまった感。ただし、世界適応目標は予想よりも大きく前進。
- ▶ グローバルストックテイクは次期NDCに情報を与える(inform)ことを目的としているが、さらに、それをフォローする対話や活動は一部の分野に限られている。
- COP29(2024年)への展望
 - > 気候資金に関する新共同数値目標の設定
 - COP29で決定しなければならない主な議題がこれしかなく、パッケージとなる他の 議題がない。公正な移行作業計画には要注意。
 - ➤ 2035年NDC提出(2025年2月まで)



7. (参考)COPサイドイベント

- 12月6日 COP28オフサイトイベント
 - エネ研・KAPSARC・オックスフォードエネルギー研究所(OIES)・世界エネルギー会 議(WEC): Hard-to-abate Sectors in the Energy Transition: Bridging Gaps in Implementation and Enablers
- 12月8日 COP28オフィシャルサイドイベント
 - ン 二ネ研・KAPSARC: Bridging the gap in ESG financing of critical technologies for the hard-to-abate sectors
 - https://www.youtube.com/watch?v=Cnk9YQhIYGc&t=10s